

広島県告示第九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十八年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
貴船地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
安芸高田市		吉田町		吉田		貴船		二〇〇四番一		標柱一号	
						郡山		一三二八番二		標柱二号	
						内堀		一三二八番一九		標柱三号	
						貴船		二〇四四番一地先 道路敷		標柱四号	
								二〇一〇番地先道 路敷		標柱五号	
								二〇〇四番一地先 道路敷		標柱六号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
緑井八丁目三六地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		字		地番		標柱番号	
広島市安佐南区		緑井八丁目		宇那木山		四五三番二		標柱一号	
		緑井町				五一〇〇番一		標柱二号、三号、四号 及び五号	
						五〇九七番		標柱六号、七号、八号 及び九号	

緑井八丁目		
四八四番一	四八六番一	四五五番一
標柱一〇号及び一一号	標柱一二号	標柱一三号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

船越四丁目二八区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	広島市安芸区			
町	船越四丁目			
地番	一〇八〇番一	一〇八六番	一〇八二番一	一〇六九番
標柱番号	標柱一号及び五号	標柱二号	標柱三号	標柱四号